

8. 事後調査

8.1 事後調査の実施方針

事後調査は、「奈良県環境影響評価技術指針」第25条 事後調査 及び「奈良県環境影響評価技術指針マニュアル」1-6.4 事後調査 等に基づき、以下の事項に該当する場合について行う。

- ① 予測の不確実性の程度が大きいもの
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じるもの
- ③ 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- ④ 環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
- ⑤ その他必要と認められるもの

本事業の実施に伴う環境影響について、「7. 環境影響評価の結果」に基づき、事後調査を行う環境要素及びその理由（事後調査実施の判断）をとりまとめ、表 8.1-1に示す環境要素について事後調査を行うこととした。

なお、事後調査項目及び調査手法の選定時における留意点は以下に示すとおりとした。

[項目及び調査手法の選定時における留意点]

(1) 事後調査の必要性

事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定する。

(2) 事後調査手法

事後調査項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定する。

(3) アセスとの比較

事後調査の結果と環境影響評価の結果について、比較検討が可能となるようにする。

(4) 事後調査による環境負荷

事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、または低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定する。

(5) その他

必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定する。

表 8.1-1 事後調査を行う環境要素一覧表

事後調査項目			事後調査実施の判断					事後調査実施 の可否
			①	②	③	④	⑤	
大気質	工事中	周辺環境の大気質濃度						実施しない
		沿道の大気質濃度						実施しない
	供用後	周辺環境の大気質濃度	○				○	実施する
		沿道の大気質濃度					○	実施する
騒音	工事中	敷地境界の騒音						実施しない
		道路交通騒音						実施しない
	供用後	敷地境界の騒音	○				○	実施する
		道路交通騒音					○	実施する
振動	工事中	敷地境界の振動						実施しない
		道路交通振動						実施しない
	供用後	敷地境界の振動	○				○	実施する
		道路交通振動					○	実施する
低周波音	供用後	敷地境界の低周波音	○				○	実施する
悪臭	供用後	敷地境界の悪臭		○			○	実施する
水質	工事中	下流河川の水の濁り						実施しない
		下流河川の水の濁り						実施しない
	供用後	下流河川の水質					○	実施する
		下流のため池の底質					○	実施する
土壌汚染	供用後	敷地内の土壌汚染						実施しない
動物	供用後	周辺環境の動物						実施しない
植物	供用後	周辺環境の植物						実施しない
生態系	供用後	周辺環境の生態系						実施しない
景観	供用後	周辺環境からの景観						実施しない
人と自然との 触れ合い の活動の場	工事中	沿道利用の快適性						実施しない
		白川ダム利用の快適性						実施しない
	供用後	沿道利用の快適性						実施しない

備考：事後調査実施の判断

- ① 予測の不確実性の程度が大きいもの
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じるもの
- ③ 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- ④ 環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
- ⑤ その他必要と認められるもの（地元住民の関心が高い）

8.2 事後調査の内容

事後調査を行う環境要素について、調査項目、調査地点、調査方法、調査時期等を整理し、表 8.2-1に示す。なお、目安とする基準は、環境影響評価の評価に用いた基準を基本とする。

表 8.2-1(1) 事後調査の内容（供用後における周辺環境の大気質濃度）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。
調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、その他有害物質（塩化水素、水銀、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン）
	時期・頻度	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 ※その他有害物質について、1季あたり調査頻度は以下のとおり 塩化水素・水銀：24時間値×7検体 それ以外の物質：24時間値×1検体
	調査地点	対象事業実施区域周辺の民家近傍5地点（地点2～地点6）
	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月改定、環境省）に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月改定、環境省）に定める手法 塩化水素は、JIS K 0107「排ガス中の塩化水素分析方法」に定める方法
目安とする基準		環境基準等
基準を上回った場合の対応の方針		周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(2) 事後調査の内容（供用後における沿道の大気質濃度）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。
調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	時期・頻度	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）
	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法
目安とする基準		環境基準
基準を上回った場合の対応の方針		周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(3) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の騒音）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性がある。また、民家が敷地に近接するとともに、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの監視を要する。
調査内容	調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法
目安とする基準		騒音規制法の規制値（第二種区域）
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(4) 事後調査の内容（供用後における道路交通騒音）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの監視を要する。
調査内容	調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）
	調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法
目安とする基準		騒音に係る環境基準（道路に面する区域）
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(5) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の振動）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性がある。また、民家が敷地に近接するとともに、地元住民の関心が高いため、振動レベルの監視を要する。
調査内容	調査項目	時間率振動レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法
目安とする基準		振動規制法の規制値（第一種区域）
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(6) 事後調査の内容（供用後における道路交通振動）

調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、振動レベルの監視を要する。	
調査内容	調査項目	時間率振動レベル
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）
	調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法
目安とする基準	振動規制法の規制値（要請限度）	
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

表 8.2-1(7) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の低周波音）

調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性がある。また、民家が敷地に近接するとともに、地元住民の関心が高いため、低周波音圧レベルの監視を要する。	
調査内容	調査項目	低周波音圧レベル（平坦特性、G特性）
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年平日に1回（24時間）
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境省）に定める方法
目安とする基準	心身に係る苦情に関する参照値	
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

表 8.2-1(8) 事後調査の内容（供用後における敷地境界の悪臭）

調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、民家が敷地に近接する粗大・リサイクル施設では活性炭フィルターによる対策効果を確認する。また、地元住民の関心が高いため、悪臭の監視を要する。	
調査内容	調査項目	特定悪臭物質濃度、臭気指数
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年1季（夏季）に1回
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定手法」（平成12年3月28日改定、環境庁告示17号）及び「嗅覚測定マニュアル」（平成14年12月、環境省）に定める方法
目安とする基準	悪臭防止法の規制値（特定悪臭物質濃度）、臭気指数（10未満）	
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	

表 8.2-1(9) 事後調査の内容（供用後における下流河川の水質）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、水質の監視を要する。
調査内容	調査項目	生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 生活環境項目：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 健康項目、ダイオキシン類：2季（夏季・冬季）に各1回 流量：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回
	調査地点	対象事業実施区域からの雨水が放流される2河川における放流地点前後で計4地点（地点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ、Ⅷ）
	調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」等に定める方法
目安とする基準		水質汚濁に係る環境基準等
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

表 8.2-1(10) 事後調査の内容（供用後における下流のため池の底質）

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、底質の監視を要する。
調査内容	調査項目	土壌汚染環境基準項目、ダイオキシン類
	時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平水時1回
	調査地点	対象事業実施区域の下流のため池（上三ツ池、櫛本大池、原谷池、七辻上池）4地点（地点Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）
	調査方法	溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法 含有量※：「土壌汚染対策法」に定める方法 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法
目安とする基準		水質汚濁に係る環境基準等、土壌汚染対策法の規制値
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

※ 底質の含有量は、土壌汚染対策法の含有量基準項目である重金属（カドミウム、六価クロム、全シアン、総水銀、セレン、鉛、砒素、フッ素、ホウ素）を対象とする。

8.3 事後調査結果の報告

事後調査結果は、調査完了後は速やかにとりまとめ、奈良県に報告するとともに、山辺・県北西部広域環境衛生組合のウェブサイト上に公開する。

なお、事後調査の結果、本事業に起因する優位な環境影響があると認められた場合には、奈良県及び天理市等の関係部署と協議のうえ、適切な対応策を検討し実施する。